



B型肝炎感染被害者のみなさまへ

B型肝炎給付金の手続きはお済みですか？

[給付金 最大 3600 万円]

何度でも
相談
無料

着手金
0 円

全国対応

来所不要

成功報酬
本人負担分 9.2% (税込)

※無症候性キャリアの場合 9万円税込 (感染から 20 年を経過している場合)

法律事務所ホームワン
代表弁護士 山田冬樹

B型肝炎給付金とは？

B型肝炎訴訟給付金とは、幼少期に受けた集団予防接種等（予防接種およびツベルクリン反応検査）の際の注射器の連続使用（1948年7月1日から1988年1月27日までの間にかかるもの）によって、B型肝炎ウイルスに持続感染したとする感染被害者およびその遺族に対し、国から支払われる給付金のことです。

以下の対象条件を満たす方は、症例により 50万円～3600万円の給付金が受け取れます。

- ✓ B型肝炎ウイルスに感染している
- ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種等を受けている
- ✓ 1941年7月2日から1988年1月27日までの生まれの方
- ✓ その他集団予防接種等以外の感染原因が無いこと

給付金一覧

死亡・肝がん・肝硬変

3600万円

発症後20年を経過している方は 900万円

肝硬変（軽度）

2500万円

発症後20年を経過している方は 300～600万円

慢性肝炎

1250万円

発症後20年を経過している方は 150～300万円

無症候性キャリア

50万円+定期検査費用等

感染後20年を経過していない方は 600万円

手続きの流れ

1. 相談

まずは、ご自身が対象者かどうかお問い合わせください。相談は何度でも無料です。

2. 契約・資料収集

請求に必要な書類をご説明いたします。

3. 請求（訴訟）

弁護士が書類を作成し、国を被告とした裁判を起こします。

4. 給付金受給

和解成立後、給付金が支給されます。

B型肝炎のよくある質問

… B型肝炎に感染しているか調べるにはどうしたらいいですか？

お住まいの市区町村での検査又は、都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査があります。費用は、自治体によって異なりますが、無料で実施しているところもありますので、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

… どんな調査をしてくれるの？

お客様に集めていただいた資料を基に、弁護士が給付金の要件を充たしているか書類の精査をいたします。資料については、原則、お客様に集めていただきますが、当事務所で取得することが可能な書類に関しては、状況に応じて対応させていただきますので、ご相談ください。

… 二次感染でも給付金の対象になりますか？

母子感染や父子感染でも給付金が貰える可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

… 依頼してから給付金が貰えるまでの期間はどのぐらいですか？

まずは、裁判に必要な資料を集めていただく必要があります。書類を集めるまでには個人差がありますが、スムーズに揃えられるように弁護士がサポートを致します。事案により幅がありますが、資料が揃い提訴してから1年前後かかることが多いです。

… 親がB型肝炎で死亡した場合でも請求は可能ですか？

相続人として請求する事が可能ですが。ただし、死亡している場合は、接種痕を確認する事が出来ないので、母子手帳や予防接種台帳などで証明する必要があります。

… 給付金を受け取った後に、病状が悪化した場合でもまた給付金がもらえますか？

可能です。

弁護士費用

相談料	0円
着手金	0円
調査費用	0円
成功報酬	本人負担分 9.2%

※無症候キャリアの場合 9万円税込
(感染から20年を経過している場合)

「B型肝炎だったらどうしよう…」そんなお気持ちから、給付金の制度は知っているけど、検査を受けたくない方は多いと思います。今後、何かの機会でご自身がB型肝炎だったと分かっても、その時点で給付金の期限が過ぎていたら、後悔するのではないか。検査を受けてみて、B型肝炎でなければ、良いに越したことはありませんし、ご自身の身体の状況を知っておくことは悪いことではないのではないでしょうか。もしこのチラシをご覧になって、B型肝炎給付金のことを少しでも知りたいというお気持ちになつたら、相談は何度でも無料です。お気軽にお問い合わせください。また、周囲でお悩みの方がいらっしゃいましたら、給付金支給制度について、ぜひお声をおかけください。

代表弁護士 山田冬樹



代表弁護士
中原俊明（東京弁護士会所属）

1954年 東京都出身
1978年 中央大学法学部卒業
1987年 弁護士登録



代表弁護士
山田冬樹（東京弁護士会所属）

1959年 東京都出身
1985年 早稲田大学法学部卒業
1987年 弁護士登録

請求には期限があります、お早めにご相談ください。



0120-316-279

通話料無料／受付時間 5:30 - 24:00 (土日祝も受付)

相談料無料。正式に依頼するまで
費用はかかりません。

※ご相談内容によっては対応できない場合もあります。



 法律事務所ホームワン
HOME ONE LAW OFFICE

〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE 3F
<アクセス>
東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町駅」A5出口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」8番出口徒歩7分

ホームページもご覧ください

ホームワン 検索 <https://bkan.home-one.jp>

